

Q. M&Aが上手くまとまらず、医療法人を解散して廃院することとなりそうです。どういった負担や税金が生じるのでしょうか。

A. 医療法人の解散に当たっては、通常の事業年度とは異なり多額のお金が動くこととなり、税金の問題も生じます。例えば、保険の解約や資産の売却などにより、多額の収益が計上されると、同一の事業年度内に対応する費用を計上できなければ、税負担だけが多くなってしまう結果となります。特に退職金の積立てのつもりで加入している保険契約がある場合は要注意です。退職金支給の財源確保のために保険の解約が先行して、解約日と退職日とで事業年度が異なると、解約による雑収入だけが計上されて多額の税負担が生じかねません。

社団たる医療法人は社員総会の決議により解散しますが、都道府県知事の認可を受けなければ、その決議は効力を生じません（（医療法 55①三、55⑥）。法人の意志だけで、随意に解散日を選択できない制度です。このため、医療法人の解散時期は、法人の決算日だけでなく、都道府県知事による解散の認可日を意識する必要があります。医療法人の設立や解散の認可をするのは、医療審議会（秋田県の場合は、秋田県医療審議会医療法人部会）です。審議会の前の事前審査もありますので、開催日を念頭に置きながら余裕をもって手続きを進めていくようにして下さい（医療法 45②、66②）。なお、令和3年度については、秋田県医療審議会医療法人部会が開催されたのは6月8日と12月1日の年2回でした。

次に大きい問題は、土地・建物の処分です。譲渡を予定する場合では、院長個人が買い受ける予定の場合や、すでに買主が決まっている場合を除き、譲渡までどのくらいの期間がかかるかを頭に入れておかなければいけません。基本的に、小さい街になるほど、クリニックのように特殊な用途の建物は、引き合いは弱くなります。常に、売れなかつた場合の処分費の負担を念頭に置いて交渉を進めるべきです。賃借物件の場合、原状回復義務が課されていると思います。土地だけを賃借している場合は、建物を解体した上で地主に土地を返却する必要がありますし、土地建物を賃借している場合では、内装設備の解体・取壊しの上で建物を返却する必要があります。

こうした経費は、建物が大きくなるほど、また堅牢な建物であるほど、掛かり増しするものです。解体するとなると、建物の評価額の高さは解体費が多くかかるという指標であり決して建物の価値ではありません。建物の除却のための経費がそれだけ多くかかることになります。

意外な費用としては、固定資産税があげられます。年の途中で建物を取り壊す場合でも、固定資産税は1月1日に所有している不動産に対して課税されるため、その年分は固定資産税を納税しなければいけないのです。

また、薬品や医療機器の廃棄、債務やリースの残債の整理、従業員の退職金などの支給についても検討しておくべき事項となります。当然、廃業に関する諸手続きを進めていくに際し税理士や社会保険労務士等に手続きを依頼した場合の経費負担も生じます。

こうした手続きの煩雑さや費用負担を考えれば、「ダメなら廃業すればいいや」ではなく、積極的な姿勢でM&Aの交渉に臨みたいものです。